平成２２年（フ）第５９号
金沢市寺中町ト19番地１　長谷川ハイツ203号、従前の住所金沢市金石西１丁目７番18号
債務者　氣谷　陽一
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６７号
石川県白山市深瀬新町108番地、従前の住所石川県白山市森島町い43番地１
債務者　北橋　豊子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５６３号
岐阜県瑞穂市野田新田3986番地１
債務者　杉本　生長
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５６４号
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪734番地１
債務者　杉本　あ
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８１号
岐阜県各務原市各務山の前町３丁目390番地
債務者　小野　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９０号
岐阜県羽島郡岐南町野中７丁目112番地
債務者　田中　茂子（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９２号
岐阜市茜部菱野４丁目23番地小川ビル502号室
債務者　吉永　秀雄
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９６号
岐阜市柳津町南塚４丁目86番地
債務者　奥村　由美（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１００号
岐阜県羽島市新生町２丁目175番地８
債務者　若林　郷美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０３号
岐阜市正木北町13―20ＫＵＷＡＢＡＲＡビルⅠ―201号室、住民票上の住所岐阜市城田寺684番地24
債務者　野澤　哲也
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９６号
愛知県春日井市上条町１丁目５番地２　藤和シティコープ春日井駅前1002号
債務者　吉戸尚杓こと　洪　　尚杓
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５４号
名古屋市名東区亀の井２丁目216番地　丸美ハイツ３Ｂ号
債務者　木原　智美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１号
三重県鈴鹿市西条６丁目101番地　西条宿舎１号棟407号
債務者　中西ダニエルこと　ナカニシ　デ　オリヴェイラ　ダニエル
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５４８号
兵庫県姫路市市川台３丁目１番地　市川団地４―122
債務者　鈴木　洋一
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８６７号
兵庫県加古川市尾上町安田199番地の１シャルヴィ加古川309号
債務者　池田一二三
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８８８号
兵庫県神崎郡福崎町西田原1326番地１
債務者　生田惠美子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９１１号
兵庫県姫路市八代本町１丁目16番40号
債務者　上野　重清
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部